

議案第123号

山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例の制定について
山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例

手話は、ろう者にとって大切な言語であり、物の名前、意思、概念等を手指、体の動きや表情を使って視覚的に表現する言語である。

しかし、これまで手話が言語として認められなかった時代があったことや、手話を言語として使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことから、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、平成18年（2006年）に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において、手話が言語であることが定義され、国際的に認識された。国においてもこの条約の署名を機に、平成23年（2011年）に「障害者基本法」を改正し、手話が言語に含まれることを明記するとともに、その他国内法の整備が行われてきた。

このように、手話を言語として使用し、自由な意思疎通が保障される社会の構築が求められているが、手話に対する理解の広がりはまだ十分とはいえない。

山陽小野田市では、手話に対する理解の促進及び普及を図ることにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の推進に必要な基本的事項を定め、もって誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社

会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚障がい者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び普及は、手話がろう者の日常生活及び社会生活を営むために受け継がれてきた大切な言語であることを理解し、ろう者及びろう者以外の者が、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び普及を行うとともに、日常生活及び社会生活において手話が使用できるよう施策を実施するものとする。

2 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び普及に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市は、施策の推進に当たって、別に定める障がい者に関する計画との整合

性を図るものとする。

4 市は、施策の推進方針を公表するものとする。

5 市は、施策の推進方針の策定若しくは変更をする場合又は施策の推進方針に基づく施策の実施において必要がある場合には、ろう者、手話通訳者その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。